

## 民事裁判手続の I T 化に関する会長声明

### 1. はじめに

現在、法務大臣諮問第 1 1 1 号を受け設置された『法制審議会民事訴訟法（I T 化関係）部会』において、「訴状のオンライン申立て」、「訴訟記録の電子化」、「手数料等の電子納付」、「ウェブ会議等を用いた当事者等が出頭しない期日の実現」等、広範囲にわたって民事裁判の I T 化を図り、裁判所へのアクセス向上と裁判手続の利便性を向上させるための調査審議が続いている。

もとより、国民の司法アクセスの更なる向上を図っていくためには、I T 化に伴って向上された利便性が I T 機器の利用環境に恵まれた一部の者だけに止まってしまってはならず、広く国民がそれを享受できる環境を整えることが考慮され、さらに実現されなければならない。

当会においては、同部会の審議を経て進められる民事裁判の I T 化に伴う民事訴訟法の改正が国民の司法アクセスの更なる向上につながることを大いに期待するとともに、これらの課題に向けた対応を行っていく所存である。

### 2. 民事裁判手続の I T 化による司法書士会の使命

#### (1) 本人訴訟における支援者としての対応

我が国では、訴訟代理人を選任しない本人訴訟の比率が高い（裁判所ホームページ「司法統計」参照）。これは、わが国訴訟の特色でもある。民事裁判手続の I T 化により、あたらしい裁判手続が「適正かつ迅速」の理念を実現できたとしても、「国民の利用しやすさ」を優先しなければ、その理念は没却してしまう。

コロナ禍の影響もあり、I T の普及・利用が国民にとって予想以上の早さで身近な存在になりつつあるとはいえ、I T 機器を有していない者やその利用に習熟していない者が少なからず存在することを踏まえると、法制度やシステムの構築においては、システムを利用する者をサポートする視点が欠かせない。

この点、司法書士は、従来から、裁判書類の作成業務を通じて本人訴訟を支援してきており、民事裁判の I T 化にあたって、I T リテラシー支援サービスを提供するサポート態勢を構築することは司法書士会に課せられた使命であると考えらる。

## (2) 簡易裁判所における訴訟代理人としての対応

これまで、司法書士は簡易裁判所における訴訟代理人として訴訟業務を遂行してきたが、民事裁判手続等のITの利用を国民に広く普及・定着するに当たっては、訴訟を代理する立場にある者として積極的にオンライン申立て等を活用しなければならない。

また、司法書士は登記業務において、既にITを活用し、日常的に登記の申請代理人としてオンライン申請を行ってきた実績がある。それらの経験を活かし、簡易裁判所における訴訟代理人の立場として、民事裁判手続のIT化に際しては、利用者目線に立った適切な提言をしていくことも司法書士に課せられた使命であると考えます。

## 3. まとめ

当会では、民事裁判手続のIT化に伴う司法書士に課せられた使命を果たすためにも会員への情報提供と周知を図るとともに研修を実施して十分な法的支援の体制を整備していく。

また、国民の司法アクセスの更なる向上を図るため、日本司法書士会連合会と連携してIT支援における司法書士の役割や国民に配慮した十分なサポート態勢を構築する予定である。

以上のとおり、民事裁判手続のIT化によって、国民が利用しやすい民事訴訟制度の実現のための準備を進め、制度構築に提言し続けることをここに表明する。

令和2年11月19日

千葉司法書士会 会長 長谷川 秀夫